

□都市計画法第53条第1項の許可申請について□

指定確認検査機関に建築確認申請をする場合は、事前に以下のような手続きが必要になります。

1. 申請窓口

建築指導課指導係
(第三庁舎④番窓口)

2. 申請受付時間

月～金曜日(祝日等を除く)
午前:8時30分～12時00分
午後:13時00分～16時00分

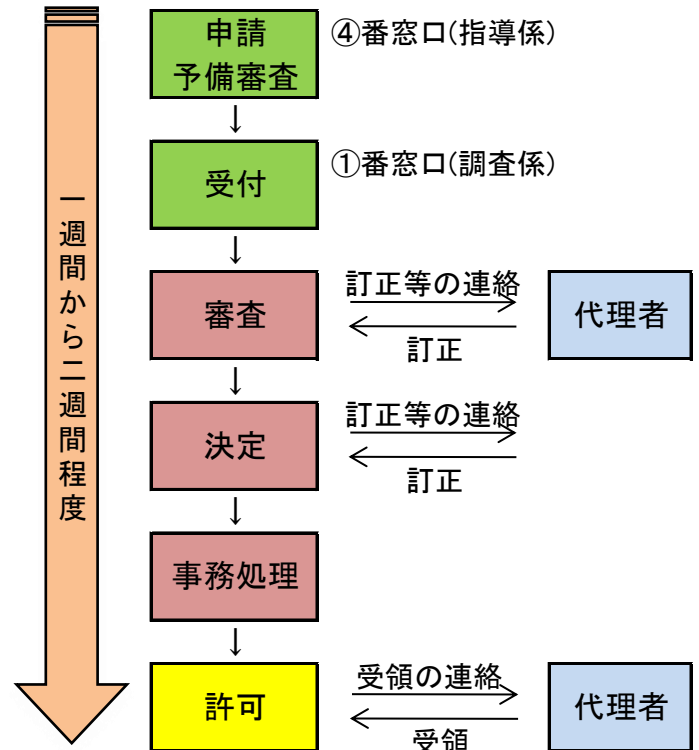
3. 申請に必要な書類(正本、副本の2部必要)

	必要書類	正本	副本
1	許可申請書	○	—
2	建築計画概要書	○	—
3	委任状	○	○
4	案内図	○	○
5	配置図	○	○
6	各階平面図	○	○
7	立面図(二面以上)	○	○
8	断面図(二面以上)	○	○
9	求積図(敷地面積・建築面積・床面積)	○	○

4. 3階超、RC造等を計画する場合

4階建て以上の建築物、RC造の建築物、地下階を有する建築物等の計画をしている場合は、都市計画課開発指導係の**事前調査**が必要となります。事前調査を行わなかった場合、不許可となることがありますので、事前調査を踏まえ、都市計画事業に支障のないことを確認した上で許可申請書を提出してください。

5. 受付から許可までの流れ



6. 許可後に図面等の変更が生じた場合

変更報告書の提出を求める場合がありますので、建築指導課指導係にご相談ください。

7. その他

江戸川区建築指導課に建築確認を申請する場合は、同時申請が可能なので、都市計画法第53条第1項許可の事前申請は不要です。